

# 機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法 構造用製材についての検査方法

(平成 3 年 6 月 27 日)  
(農林水産省告示第 885 号)

最終改正 平成12年 6 月 9 日 農林水産省告示第822号

- 1 検査を分けて理化学検査（含水率試験、曲げ試験又は引張り試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（格付のための検査であつて理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。
- 2 検査は、抽出して行う。ただし、外面検査にあつては、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当でないと認められる場合には、各個に行うことができる。
- 3 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、4 に定めるところによる。ただし、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第1項の認定を受けた製造業者又は同法第19条の3第1項の認定を受けた外国製造業者が当該認定に係る製品の検査を行う場合は、5 から 8 までに定めるところによることができる。

## 4 第1種検査方法

### (1) 抽出の割合等

#### ア 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材（以下「MSR製材」という。）の日本農林規格（平成3年5月27日農林水産省告示第702号）別記の1による。

#### イ 外面検査

アの検査荷口から無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料MSR製材を抽出する。

検査荷口の大きさ	試料MSR製材の数
500枚（本）以下	35枚（本）
501枚（本）以上 1,000枚（本）以下	50枚（本）
1,001枚（本）以上 2,000枚（本）以下	80枚（本）
2,001枚（本）以上 3,000枚（本）以下	125枚（本）

(注) 検査荷口の大きさが 3,000枚（本）を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 3,000枚（本）以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 理化学検査

MSR製材の日本農林規格別記の3により試験を行い、その結果、同別記の2により合格又は不合格を判定する。

イ 外面検査

(1)のイの規定により抽出した各試料MSR製材についてMSR製材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料MSR製材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のMSR製材をその等級に格付する。

試料MSR製材の数	合格とする数
35枚(本)	32枚(本)
50枚(本)	46枚(本)
80枚(本)	73枚(本)
125枚(本)	115枚(本)

5 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 理化学検査

4の(1)のアの規定を準用する。この場合において、同ア中「製造荷口」とあるのは、「20日分以内の製造荷口」と読み替えるものとする。

イ 外面検査

4の(1)のアの規定を準用する。この場合において、同イの表及び(注)書きの規定は、次のとおり読み替えるものとする。

検査荷口の大きさ	試料MSR製材の数
3,000枚(本)以下	80枚(本)
3,001枚(本)以上 6,000枚(本)以下	125枚(本)
6,001枚(本)以上 10,000枚(本)以下	200枚(本)
10,001枚(本)以上 20,000枚(本)以下	250枚(本)

(注) 検査荷口の大きさが20,000枚(本)を超える場合には、1荷口がそれぞれ20,000枚(本)以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

(2) 検査に係る格付の基準

4の(2)の規定を準用する。この場合において、同(2)のイの表は、次のとおり読み替えるものとする。

試料MSR製材の数	合格とする数
80枚(本)	71枚(本)
125枚(本)	112枚(本)
200枚(本)	181枚(本)
250枚(本)	227枚(本)

6 第3種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のMSR製材が連続して5回にその格付しようとする等級に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、7に定めるところによるものとする。

7 第3種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 理化学検査

4の(1)のアの規定を準用する。この場合において、同ア中「製造条件」とあるのは「6の規定により検査が7に定めるところによることとなつたMSR製材で製造条件」と、「製造荷口」とあるのは「50日分以内の製造荷口」と読み替えるものとする。

イ 外面検査

アの検査荷口から無作為に、125枚に(本)の試料MSR製材を抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 理化学検査

4の(2)のアの規定を準用する。

イ 外面検査

(1)のイの規定により抽出した各試料MSR製材についてMSR製材の日本農林規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、111枚以上であるときは、当該検査荷口のMSR製材をその等級に格付する。

8 第2種検査方法への移行

7に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のMSR製材がその格付しようとする等級に格付されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5に定める

ところによるものとする。

附 則（平成12年6月9日農林水産省告示第822号）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第108号）附則第4条第1項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行っている農林物資の製造業者又は生産行程管理者及び同条第3項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行っている外国製造業者又は外国生産行程管理者の検査方法については、平成15年6月9日までの間は、なお従前の例による。

施行期日（平成12年6月9日農林水産省告示第822号前文）

平成12年6月10日から施行する。